

## 秩序保持、除斥等について

### 1. 【秩序保持に関する措置について】

#### ※佐倉市議会委員会条例第23条

(秩序保持に関する措置)

第23条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。

#### 【他市議会参考例】

##### 【例1】

- ・オンライン出席委員が条例第〇〇条第〇項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

##### 【例2】

- ・オンライン出席議員等が、注意事項を遵守しない場合や会議の秩序を乱す場合など委員長等の命令に従わない場合は、委員長等は、オンライン出席議員等を会議から退席させることができる。

### 2. 【委員長及び委員の除斥について】

#### ※佐倉市議会委員会条例第18条

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

##### 【参考】

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

**【他市議会参考例】**

**【例1】**

- ・ 委員長等の指示により、オンライン出席議員が除斥となる場合は、オンライン会議から退出する。

除斥が必要な案件の審査・調査が終了したときは、委員長等の指示により事務局職員が、除斥となった議員へ連絡し、再度オンライン会議へ参加する。

**【例2】**

- ・ 条例第〇〇条第〇項の規定により除斥の対象となる者が、オンライン出席委員であるときは、委員長は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第〇項の規定によりオンラインによる方法で行うときは、この限りではない。オンライン出席委員が、委員会を退席するときは、自ら映像及び音声の送受信を停止するものとする。